

## 日本脳炎の積極的勧奨の差し控えに対する平成 27 年度の 対応について（案）

### 1. 第1期の予防接種について

積極的な接種勧奨を差し控えていた平成 17 年度から平成 21 年度  
の間に3歳又は4歳になった者（以下「対象者」という。）について  
は、第1期の初回接種及び第1期の追加接種（以下「1期接種」とい  
う。）が十分に行われていないことから、平成 23 年度から1期接種  
の不足分として、積極的な勧奨を行ってきたが、平成 26 年度末で対  
象者への積極的な勧奨は終了する。

### 2. 第2期の予防接種について

平成 27 年度に 18 歳となる者（平成 9 年 4 月 2 日から平成 10 年  
4 月 1 日までに生まれた者）については、第2期の予防接種（以下「2  
期接種」という。）が十分に行われていないことから、平成 27 年度  
中に、第2期接種の不足分について、積極的な勧奨を行う。

### 3. その他

積極的勧奨の差し控えが行われた期間に、定期の予防接種の対象者  
であった者のうち、1期接種を完了していた者に対しては、市町村  
長等が実施可能な範囲で、2期接種の積極的な勧奨を行っても差し支  
えない。